

# 島根県報

第一、五一九号

平成十五年十一月四日

(火曜日)

## 目次

### 告示

土地改良区の役員の変更

県営土地改良事業の工事の完了

県道の路線の変更

道路の区域の変更

道路の供用開始

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正

### 公告

都市計画の変更案の縦覧

(農村整備課) 一

( ) " " ( ) 一

(道路維持課) 一

( ) " " ( ) 二

( ) " " ( ) 四

(会計課) 四

(都市計画課) 五

## 告示

## 示

島根県告示第九百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

島根県知事 澄田信義

益田市土地改良区

退任した役員の名及び住所

### 理事

田原 泰長 益田市馬谷町イ三九五番地一

島根県告示第九百三十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
能義第一地区区画整理事業(県営ほ場整備事業)	平成十四年三月十五日

島根県告示第九百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基づき、県道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、島根県土木部道路維持課及び松江土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百三十七号  
 道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十一月四日  
 島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		区 間		変更に 後の別		敷地 の幅員		延 長		管轄する土木建築事 務所の名称		備 考	
一般国道	三百七十五号			邑智郡邑智町大字湯抱三九五番四地先から同町大字別府六四三番一地先まで	区	道	前	後	前	後	前	後	川本土木建築事務所	" 拡幅	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいつ。 ダブルウェイ 取付道設置
							A	B	メートル	メートル	メートル	メートル			
				邑智郡邑智町大字別府六四三番一地先から同大字六四三番一五地先まで			前	後	前	後	前	後			
							A	B	メートル	メートル	メートル	メートル			
							六・〇〇〇	六・〇〇〇	三六・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇		
							三六・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇		
							二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇		
							二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇		

整理番号	旧新別	路 線 名		終 起 点 点		重要な経過地		管轄する土木建 築事務所 の名称		備 考	
二六〇	旧	本庄福富松江線		松江市北田町	松江市本庄町			松江土木建築事務所			
二六〇	新	本庄福富松江線		松江市本庄町	松江市殿町						

"		"		"				県 道					
邑智赤来線		温泉津川本線		掛合大東線				吉田頓原線					
邑智郡邑智町大字上川戸六一七番一地从先から同地番先まで		瀬摩郡温泉津町井田大字井田イ九三二番七地先から同大字イ三二一番二地先まで		飯石郡三刀屋町大字上熊谷五七九番三地从先から同大字五五九番一地从先まで				飯石郡吉田村大字吉田二七二五番二地从先から同大字二七四四番地先まで		邑智郡大和村大字上野九八八番三地从先から同大字四〇四番地先まで		邑智郡大和村大字上野九八八番九地先から同大字四〇四番地先まで	
後	前	後	前	後		前		後	前	後		前	
				B	A	B	A			B	A	B	A
一〇・〇〇〇 二三・三〇〇	一〇・〇〇〇 二三・三〇〇	二三・〇〇〇 五一・〇〇〇	六〇・〇〇〇 一九・〇〇〇	三三・〇〇〇 六〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇 三三・〇〇〇	三三・〇〇〇 六〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇 二五・〇〇〇	二三・〇〇〇 二五・〇〇〇	二三・〇〇〇 三三・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二六・〇〇〇	四〇・〇〇〇 五五・〇〇〇	一一・〇〇〇 二六・〇〇〇	四〇・〇〇〇 五五・〇〇〇
一三八・〇〇	一三八・〇〇	四二〇・〇〇	四五一・〇〇	一一三・〇〇	一二五・〇〇	一一三・〇〇	一二五・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇	二、〇六五・〇〇	四、七九六・〇〇	九四〇・〇〇	四、七九六・〇〇
川本土木建築事務所		大田土木建築事務所		木次土木建築事務所									
減幅	"	拡幅	"	町道移管 ダブルウェイ解消				拡幅	"	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ			



第二号の表出雲信用組合の項中「南支店 出雲市今市町」を

「南支店 出雲市駅南町一丁目」に改める。

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十一月四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

大田都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

大田市大田町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大田市役所

四 縦覧期間

平成十五年十一月四日から平成十五年十一月十八日まで

（土曜日及び日曜日を除く）

平成十五年十一月四日印刷  
平成十五年十一月四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)